

令和8年度パラスポーツ普及啓発事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

パラスポーツ普及啓発事業の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事業の概要

- (1) 事業名
パラスポーツ普及啓発事業
- (2) 事業の目的および内容
別紙「パラスポーツ普及啓発事業仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 予定価格

1,177,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加者

公募による

4 参加資格

以下の(1)から(4)のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

5 説明会

開催しない

6 質問および回答の方法等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととする。
その他の方法による質問は受け付けないので注意すること。

(1) 質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、11 に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年10月5日（月）17時まで

(3) 回答方法

受け付けた質問とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年10月7日(水)17時を目途に、質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物

①企画提案書ならびに収支予算書の提出について(別添1) ※押印必要

②企画提案書(様式イ)

③実施計画(様式ロ)

④実施日程(様式ハ)

⑤収支予算書(様式二)

- ・企画提案書は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく記載すること。
- ・事業費は1,177,000円以内とすること。
- ・消費税および地方消費税(10%)を含み、税額を明示すること。

(2) 別表(5)～(9)に該当する場合の登録証等の写し

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書

・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し

①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録

③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 提出部数

4部（正本1部および副本3部）

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本には、団体名等の記載は行わず、また団体名が推測される表現等も避けること。

(4) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

(5) 提出先

「11 担当部署」に記載の場所

(6) 提出期限

令和8年10月20日（火）17時まで

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課が設置する委員会により、契約予定者を選考する。

(2) 審査会は3名の委員をもって組織する。

(3) 採択予定件数は最大1件とする。

(4) 審査会において、審査を行い、次に掲げる項目により、総合点の上位1者を当該事業の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。また、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、または選定しないことがある。また、プレゼンテーション等を行わない。

(5) 評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）

別表のとおり

(6) 審査の結果については参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

別表

評価項目	着眼点（採点基準）	評価点
(1) 受託団体	事業を実施するにふさわしい理念を持っているか。	10点
	スポーツ実施団体として、これまでパラスポーツイベント開催の活動実績があるか。	10点
(2) 事業内容	パラスポーツの普及と「する」「みる」「支える」共生社会の実現に向け、事業目的に沿った内容で創意工夫がされているか。	15点
	障害の有無の関わらず、誰もが親しみ、取り組みやすい内容となっているか。	15点
	参加者の確保について具体的な対象や周知方法などが示されているか。	15点
(3) 事業実施体制	実施にあたっての運営スタッフが適切に構成され、確保できているか。	10点
	業務が確実に遂行できる体制やスケジュールリングが期待できるか。	10点
(4) 経済性	業務内容に合った経費が見積もられているか。 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 … 10点 予定価格の80%以上85%未満 … 8点 予定価格の85%以上90%未満 … 6点 予定価格の90%以上95%未満 … 4点 予定価格の95%以上 … 1点	10点

(5) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
(6) 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
(7) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1点
(8) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
(9) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
合 計	100点

9 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 企画提案を採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

11 担当部署

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課交流推進室 （担当：小澤）

TEL：077-528-3366 FAX：077-528-4841 E-mail：sports_epo@pref.shiga.lg.jp